

の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 職員のうち新条例第6条第5項及び第6項並びに第6条の4第1項から第3項までの規定により新条例第4条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第6条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第2条から第4条の2まで、第5条及び附則第22項から第24項まで、附則第7条の規定による改正前の条例第54号附則第6項、附則第8条の規定による改正前の条例第52号附則第6項から第9項まで、条例第41号附則第4項並びに附則第9条の規定による改正前の条例第67号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- 2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以後の期間に限る。））」とする。

第5条 新条例第5条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条から第4条まで及び第5条」を「第1条の3から第4条の3まで及び第5条から第5条の5まで」に改め、同項第2号中「第5条の規定に該当する」を「第5条又は第5条の2の規定に該当する」に、「第5条の規定により計算した」を「第1条の3、第2条、第4条から第4条の3まで及び第5条から第5条の4までの規定により計算した」に改める。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

附則第7項中「第3条（」を「第2条第1項（」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第3条及び」を「第2条第1項及び第4条の2並びに」に改める。

附則第8項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条及び第4条の2並びに」を「第4条から第4条の3まで及び」に改める。

附則第9項中「第2条から第4条の2まで及び第5条」を「第1条の3から第4条の3まで及び第5条から第5条の5まで」に改める。

附則第15項中「第2条から第4条の2までの」を「第1条の3及び第5条の5の」に、「新条例第2条から第4条の2まで及び第5条」を「新条例第1条の3から第4条の3まで及び第5条から第5条の5まで」に改め、同項第1号中「第2条から第4条の2まで及び第5条」を「第1条の3から第4条の3まで及び第5条から第5条の5まで」に改める。

（金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第3条」を「第2条第1項」に、「退職手当の額は、同条」を「退職手当の基本額は、同項」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条第4項」を「第5条の4第1項及び第6条第4項」に、「同項」を「同条例第5条の4第1項」に、「職務をとる」を「職務に従事する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての金沢市職員退職手当支給条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する金沢市職員退職手当支給条例第5条の4第1項及び第6条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第6条第4項」を「第5条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第5条の4第1項及び第6条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第6条第4項」を「第5条の4第1項」に改める。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第16号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市青少年健全育成事業基金の項から豊かな心を育てる基金の項まで、美しいまちづくり市民運動推進基金の項及び市民防災活動推進基金の項を削り、同表に次のように加える。

青少年育成基金	次世代を担う青少年を育成するため。
市民協働推進基金	市民活動の振興を図り、市民との協働による市政を推進するため。
学校等公共施設整備積立基金	学校等の公共施設の整備に充てる資金を積み立てるため。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に金沢市青少年健全育成事業基金、宮村英語教育基金、岡文化賞基金及び豊かな心を育てる基金に属している預金は青少年育成基金に、美しいまちづくり市民運動推進基金及び市民防災活動推進基金に属している預金は市民協働推進基金に属するものとする。
- 金沢市青年の社会参加推進に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「金沢市青少年健全育成事業基金」を「青少年育成基金」に改める。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第17号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第117条の2第3号中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 日帰りの入湯に係る料金の額が規則で定める金額以下の鉱泉浴場に日帰りで入湯する者

第117条の3を次のように改める。

（入湯税の税率）

第117条の3 入湯税の税率は、入湯客1人について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊を伴う場合 1泊につき150円

(2) 日帰りの場合 1回につき100円

第117条の3の2を削る。

附則に次の1条を加える。

（平成18年度分の固定資産税及び都市計画税の納期の特例）

第49条 平成18年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、第52条第1項及び第120条第1項中「4月10日から同月30日まで」とあるのは、「5月12日から同月31日まで」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第18号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第24号の項の次に次のように加える。

(24)の2 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1種類につき 20,000円
---	----------------

別表第53号の項から第56号の項までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表第77号の項を次のように改める。

(77) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程（以下「特定工程」という。）に係る建築物以外の建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 50,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円

		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 190,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 380,000円
	特定工程に係る建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 35,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 47,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 180,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 370,000円

別表第79号の項の次に次のように加える。

(79)の2 建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円

床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 330,000円

別表の備考第12項中「完了検査」の次に「の申請」を加え、同備考第14項中「全体計画に係る」の次に「建築物の」を加え、同項を同備考第16項とし、同備考第13項の次に次の2項を加える。

14 第79号の2の建築物の中間検査の申請に係る床面積の合計は、特定工程に係る工事の終了時において中間検査の対象となる建築物の部分の床面積について算定する。

15 第110号の2の全体計画の認定の申請に係る床面積の合計は、当該計画に係る建築物の床面積について算定する。

第2条 金沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第24号の2の項を次のように改める。

(24)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき 15,000円
---	---------------

別表第24号の2の項の次に次のように加える。

(24)の3 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 12,000円
(24)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1種類につき 20,000円

(24)の5 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 12,000円
(24)の6 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	1件につき 3,000円
(24)の7 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付	1件につき 3,000円

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第53号の項から第56号の項までの改正規定は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)の施行の日から、第2条の規定は平成18年6月1日から施行する。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第19号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市営中央市民体育館の項の次に次のように加える。

金沢市営東金沢スポーツ広場	金沢市三池町240番地1
---------------	--------------

第2条の表金沢市営東金沢テニスコートの項を削る。

別表第1中「金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営東金沢テニスコート」を「金沢市営東金沢スポーツ広場、金沢市営城北市民テニスコート」に改める。

別表第2の2第1項の表中

金沢市営中央市民体育館	半面	1時間	787円 (全面を使用する場合で、照明を全灯で使用するときは、1,050円を別に徴収する。)
金沢市営城北市民テニスコート及び金沢市営東金沢テニスコート	人工芝コート	1面	1時間 一般 600円 高校生以下 300円 (照明を使用する場合は、300円を別に徴収する。)
	壁打ちコート		

1回	100円	100円	無料
1回 2時間	100円	100円	100円

を

金沢市営中央市民体育館	半面	1時間	787円 (全面を使用する場合で、照明を全灯で使用するときは、1,050円を別に徴収する。)
金沢市営東金沢スポーツ広場	人工芝コート	1面	1時間 一般 600円 高校生以下 300円 (照明を使用する場合は、300円を別に徴収する。)
	壁打ちコート		
	スケートボード場		
金沢市営城北市民テニスコート	人工芝コート	1面	1時間 一般 600円 高校生以下 300円 (照明を使用する場合は、300円を別に徴収する。)
	壁打ちコート		

1回	100円	100円	無料
1回 2時間	100円	100円	100円
1回 2時間	100円	100円	50円
1回 2時間	100円	100円	100円

に改め、同表第4項中「金沢市営城北市民テニスコート又は金

沢市営東金沢テニスコート」を「金沢市営東金沢スポーツ広場又は金沢市営城北市民テニスコート」に改める。

別表第4中

100円券（11枚つづり）	1,000円
---------------	--------

を

50円券（11枚つづり）	500円
100円券（11枚つづり）	1,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢21世紀美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第20号

金沢21世紀美術館条例の一部を改正する条例

金沢21世紀美術館条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

別表第3その1に次の1項を加える。

4 使用者が、搬入、搬出等のために午後10時から翌日の午前9時までの間において使用する場合の使用料は、1時間につき15,000円とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第21号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(4) 本市内に、道路貨物運送業、倉庫業及び卸売業の用に供する流通業務施設で、市長が別に定めるもの（以下この号において「融資流通業務施設」という。）を新設し、増設し、又は取得する者 融資流通業務施設の新設、増設又は取得に要する経費

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第22号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第3号中「資本」を「資本金」に改める。

第23条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。
 第27条第2項第3号及び第30条第2項第3号中「資本」を「資本金」に改める。
 別表第3 苗物保管施設使用料の項中「199円50銭」を「220円50銭」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の規定による石川県知事の承認があった日以後において規則で定める日から施行する。

金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第23号

金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例

金沢市農村下水道条例（平成4年条例第65号）の一部を次のように改正する。
 別表に次のように加える。

小原地区農村下水道	小原町の一部
-----------	--------

附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

平成18年(2006年)3月27日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)3月27日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	120円		